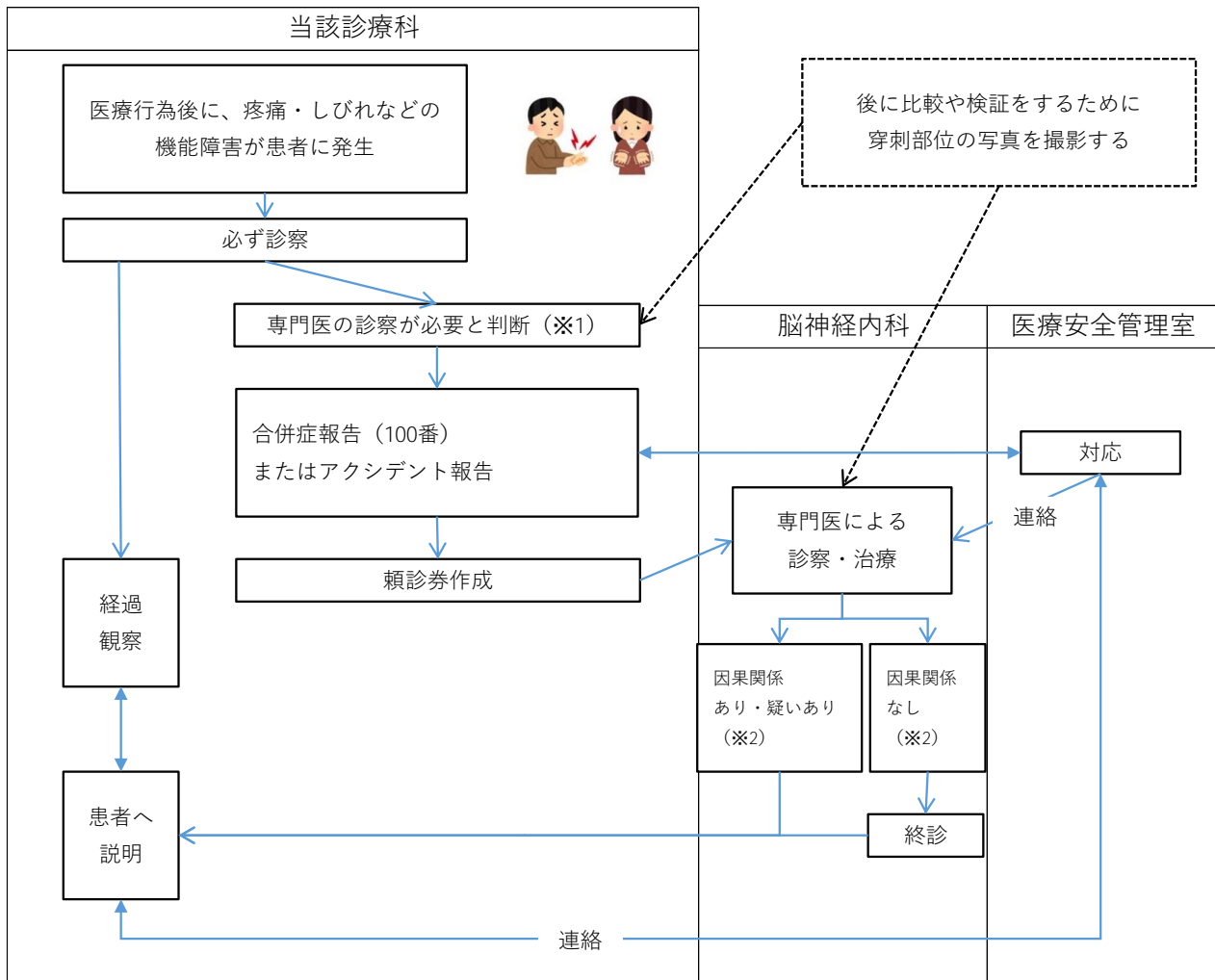


採血・注射・点滴行為における末梢神経損傷の対応



注意事項

※1

- ・ 当該診療科では、患者へ、専門医の診察を受ける必要性と医療費が発生することを説明する。また、行なった処置（採血・注射など）に対する苦情や質問は脳神経内科ではなく、当該診療科で対応することを説明する。
- ・ 当該診療科医師が専門医の診察は必要と判断した場合、脳神経内科への頼診前に必ず医療安全管理室へ連絡する。

※2

- ・ 脳神経内科を受診し、「因果関係なし」と判断された場合は、当該診療科で対症療法を行う。
- ・ 脳神経内科を受診し、「因果関係あり・因果関係疑いあり」と判断された場合でも、その後の治療に関して、脳神経内科または、当該診療科で行なうかは、脳神経内科医師が判断する。
- ・ 当該診療科は、脳神経内科への頼診後も必要時には医療安全管理室への連絡を行なう。

因果関係あり・因果関係疑いありの場合の対応について

- 1 外来患者は、通常通りの医療費を請求し、処方がある場合には院内処方へ切り替え、その旨を患者へ説明する。
- 2 入院患者は、通常通りの医療費を請求する。
- 3 医療行為との因果関係がある、または、因果関係が疑われる場合には、当該診療科からの合併症報告または、アクシデント報告の提出後に、医療安全管理室で協議を行なう。
- 4 医療費の還付が発生する場合には、医療安全管理室・医事課より、患者へ説明し、医療費の還付手続きを行なう。